

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和4年1月13日(木)
開会 9時30分
閉会 9時56分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、富樫健二委員、大森達也委員、栗須百合香委員、
北野誕生水委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、
次長(育成支援・社会教育担当) 佐脇優子、次長(研修担当) 水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治
教職員課 課長 野口慎次、主幹兼係長 田中孝一、主査 松村敏明
福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明
高校教育課 課長 井上珠美、班長 川合貞志、係長 水谷紀子
充指導主事 里路雅信

5 請願・陳情の付議の結果

件 名	審議結果
請願2 三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求 める請願について	一部採択

6 議題件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第32号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員 会規則の整備に関する規則案	原案可決
議案第33号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整 備に関する規則案	原案可決
議案第34号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 の一部を改正する規則案	原案可決
議案第35号 三重県立学校における教育職員の在校等時間の	

7 報告題件名

報告1 令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

8 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（12月21日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、請願2を審議した後、報告1の報告を受け、議案第32号から第35号を審議することを決定する。

・審議事項

請願2 三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求める請願について（公開）
（井上高校教育課長説明）

請願2 三重県立高等学校・入学者選抜のあり方の見直しを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。令和4年1月13日提出 三重県教育委員会
教育長

まず、3ページをご覧ください。これが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」ですけれども、2点求めています。1点目は、三重県立高等学校入学者選抜において、マークシートを用いた試験形態を取り入れることと、2点目は、出願手続きの際、受検者の評定等の情報を中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること、を求めています。

「2 請願の理由」ですが、先ほど申し上げました1点目については、要旨ですけれども、第2段落目の2行目から3行目にかけて、学力の基礎となる知識等の定着が不十分である高校生の実態があり、知識等の基礎学力を身につけることに力を入れる必要があるとあります。また、5行目から9行目にかけてですが、学習に苦手意識を持つ子ど

もには、すべて自力で問題を解き進めていくより、選択肢という解答を導き出す手がかりがあり、知識等をはかる出題形式と相性のよいマークシート方式の出題が子どもたちの実態に合った入学者選抜であるというふうに記載されています。2点目については、4ページをご覧ください。4ページ、13行目以降ですけれども、中学校から提出された紙媒体での評定等の情報を高等学校でコンピュータに入力し、確認を行うという、膨大な時間や手間のかかる作業が行われており、電子媒体で評定等の情報を高等学校に提出されるようになれば、そのような業務がより短い時間で正確に進めていくことができるようになるはずだと記載されています。この2点目についてですけれども、この請願書の中には、電子媒体で提出と記載されていますが、請願者に確認したところ、評定等の情報をデータ化して提出することが趣旨であり、その方法は電子媒体のみに限定するものではないとの回答を得ています。

それでは1ページにお戻りいただきまして、請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対しての教育長の意見を一番右の欄に記載してあります。1点目については、中学校の学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることとされています。本県の学力検査問題では、この中学校学習指導要領に基づき、小中学校において学習した基礎的・基本的な知識・技能の習得の程度及び思考の過程や知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはかるようにしています。そのため、選択肢から記号で解答を求める問題の出題に加え、例えば国語では自分の考えを効果的に伝わるよう表現する力を、数学では数学的な推論をもとに的確に表現する力を、英語では身近な事柄を英語で適切に表現する力をそれぞれはかるために、記述式の解答を求める問題を出題しています。これらのことから、全ての問題を選択肢から記号で解答する方法のみで出題することは、現段階では考えておりません。

2点目につきましては、受検者の評定等の情報をデジタル化して提出することについては、セキュリティ侵害があった場合には重大な影響が発生する可能性があることから、安全性を確実に確保したうえで実施する必要があります。現在、受検者の負担軽減や入学者選抜業務の軽減に向けて、受検者が入学願書をデジタル化して出願することや、調査書の記載内容を中学校がデジタル化して提出できるよう検討を進めています。提出方法についても様々なリスクを想定しながら慎重に検討を進めているところですが、現段階ではWeb上で入力する方法を実施したいと考えております。

以上のことから、本請願については、「三重県立高等学校入学者選抜において、マークシートを用いた試験形態を取り入れること」については不採択といたしたい。また、「三重県立高等学校入学者選抜の出願手続きの際に、受検者の評定等の情報を、中学校が高等学校へ電子媒体で提出するようにすること」については採択といたしたい。ということです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【質疑】

教育長

請願 2 はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が本請願の一部採択及び一部不採択を承認する。 —

・報告事項

報告 1 令和 3 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について（公開）

（井上高校教育課長説明）

報告 1 令和 3 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

令和 3 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。令和 4 年 1 月 13 日提出 三重県教育委員会事務局高校教育課長

まず、資料の 1 ページをご覧ください。「1 趣旨・目的」ですけれども、この制度は職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し、感謝状及び特別感謝状を贈呈し、感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

次に、「2 制度の概要」（1）をご覧ください。感謝状については、連続して 5 年以上インターンシップを受け入れるなど、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して、「職場体験・インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。今年度は、今後の各学校でのキャリア教育のさらなる取組推進と受入事業所の拡大のために、感謝状の推薦基準を、インターンシップ等の受け入れ日数を緩和するとともに、他校のキャリア教育推進を積極的に支援している事業者にも贈呈できるように見直しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止及び縮小など、予定どおりの実施が困難であったことに配慮し、受け入れができなかった場合でも、令和 2 年度及び令和 3 年度を除き、基準を満たせば、贈呈基準を満たしたこととしています。今年度の感謝状の贈呈については、職場体験・インターンシップ部門の 22 事業所、デュアルシステム部門の 6 事業所の合計 28 事業所に行います。贈呈事業所は 2 ページのとおりです。学校への支援内容は、4 ページから 11 ページに記載してありますので、またご覧ください。

それでは 1 ページに戻っていただきまして、2 の（2）特別感謝状ですけれども、感謝状の贈呈を受けて以降、連続 10 年にわたってインターンシップを受け入れるなどの要件を満たした事業所に対して、平成 28 年度から贈呈しております。特別感謝状についても、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を配慮して、令和 2 年度及び令和 3 年度を除く 8 年間のインターンシップ等の受け入れ実績で贈呈基準を満たしたとみなすこととし、要件を満たす 11 事業所に対して、特別感謝状及び記念品を贈呈します。贈呈事業所は 3 ページのとおりです。なお、記念品については、県内の工業学科、伊賀白

鳳高等学校と伊勢工業高等学校の生徒が記念楯を製作します。

感謝状贈呈式については、1 ページの「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。2月15日に開催するキャリア教育フォーラムにおいて行い、教育長から感謝状を贈呈します。なお、実施形態につきまして（5）にありますが、現時点では、感謝状贈呈事業所とその事業所を推薦した学校関係者が来場する形で開催を考えていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、オンライン形式で開催することも今後検討してまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を承認する。—

・審議事項

議案第32号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案（公開）

（森岡教育総務課長説明）

議案第32号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。令和4年1月13日提出 三重県教育委員会教育長
提案理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

3 ページをご覧ください。現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案要綱でございます。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、「1 改正理由」でございます。現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴いまして、現業職員に係る規定を整理する必要があるため、関係教育委員会規則の規定の整備を行うものでございます。

「2 改正内容」でございます。（1）次の規則におきまして、現業職員に係る規定の整備等を行います。一つ目でございますけれども、第1条関係といたしまして三重県教育委員会事務局組織規則、それから第2条関係としまして三重県立学校の管理運営に関する規則、第3条関係としまして三重県立美術館条例施行規則、あわせて第4条関係としまして県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則を廃止することとしております。内容でございますけれども、戻っていただきまして1 ページ、2 ページに新旧対照表のとおり、改正前が新旧対照表の下欄のところでございますけれども、傍線を引いており

ます箇所を削除するものです。このような内容となっております。

施行期日は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第32号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第33号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案（公開）
（青木福利・給与課長説明）

議案第33号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。令和4年1月13日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則改正案となっておりますけれども、6ページの規則案要綱で説明をさせていただきますのでそちらをご覧ください。

現業職員に係る規定の整備に伴う関係規則の整備に関する規則案要綱

「1 改正理由」現業職員に係る規定の整備に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、現業職員に係る規定の整備をする必要があるため、関係規則の規定の整備を行うものである。

「2 改正内容」（1）次に掲げる規則において、現業職員に係る規定の整備等を行う。公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（第1条関係）、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（第2条関係）、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則（第3条関係）。（2）給与条例附則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則を廃止する。（第4条関係）

「3 施行期日」公布の日から施行する。

今回の改正につきましては、先般11月12日の定例会でご審議をいただきました現業職員が在職しなくなったことによる条例の廃止・改正を受けて、関係する規則の改正を行うものでございます。

1ページの改正案をご覧くださいと思います。1ページが期末勤勉手当の規則、続きまして2ページの第2条、こちらが単身赴任手当の規則になりますけれども、それぞれ知事部局と教育委員会の廃止されました現業職員関係の条例に係る規定を削除する

ものでございます。3ページの第3条につきましては、平成27年の給与構造改革時の経過措置に係る規則になりますけれども、条例改正に伴う定義の改正や、元号の令和への改正など、規定の整備に係る改正をさせていただいているところでございます。続きまして5ページ、一番左の第4条が、先般ご審議いただきました条例改正の中で、規定を削除したことを受けまして、関係する規則を廃止させていただくものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第33号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

議案第34号、議案第35号は関連する規則改正についてのものであるため、一括して審議することを決定する。

・審議事項

**議案第34号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
(公開)**

議案第35号 三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(野口教職員課長説明)

両議案とも、教育職員に対する一年単位の変形労働時間制の規定を設けるために、12月に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正したことに伴い、関係する規則を改正するものです。

まず、議案第34号です。

議案第34号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和4年1月13日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから5ページまで改正案を掲載しております。内容につきましては6ページで説明をさせていただきます。

資料6ページ、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

案要綱でございます。

「1 改正理由」ですが、先ほど述べましたように、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を設けるため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正したことに伴い、規則を整備するものであります。

「2 改正内容」です。教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例に関し、条例において規則で定めるものとされている事項、例えばですが、対象期間における勤務日や当該勤務日ごとの勤務時間などになりますが、そういう事項についての規定を加えます。

「3 施行期日」ですが、令和4年4月1日の施行としております。準備行為については公布の日からできるようにしております。

次に議案第35号です。

議案第35号 三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和4年1月13日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが、規則の改正案でございます、2ページで説明をさせていただきます。この要綱をご覧ください。

「1 改正理由」です。これも先ほど述べましたように、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を設けるため、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正したことに伴い、規則を整備するものでございます。

「2 改正内容」です。一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の対象となる教育職員の時間外労働時間の上限について、通常月45時間、年360時間となっているところなんです、この変形労働を用いる場合、月42時間、年320時間とする規定を加えるものでございます。これは、文部科学大臣が定める措置において定められていることに基づくものでございます。

最後に施行期日ですが、令和4年4月1日の施行としております。

説明は以上となります。

【質疑】

教育長

議案第34号、35号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・閉会宣言